

# 国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則

平成16年 4月 1日  
規則第36号

## (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第28条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規則の規定は、国立大学法人東京医科歯科大学に所属する職員のうち、海外拠点等勤務者、再任用職員、非常勤職員、外国人研究員等及び年俸制教員（給与が年俸により支給される教員をいう。以下、同じ。）のうち平成31年3月31日以前から引き続き年俸制教員であったもの（以下、「年俸制導入促進費対象教員」という。）および特定有期雇用職員本給表の適用を受けるものを除く職員について適用する。

2 海外拠点等勤務者、再任用職員、非常勤職員、外国人研究員等及び年俸制導入促進費対象教員の給与に関する事項については、別に定めるものとする。

## (給与の種類、計算期間及び支給日)

第3条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
本給	一の月の初日から 末日まで	給与の計算期間の属する月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下この表において「祝日法による休日」という。）に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が祝日法による休日に当たるときは、18日）
諸手当 本給の調整額 管理職手当 管理職員特別勤務手当 初任給調整手当 扶養手当 調整手当 住居手当 単身赴任手当 職務付加手当 看護師等特別手当 専門看護師等手当 情報処理資格手当		

	<p>死体処理手当 放射線取扱手当 診療・夜間看護等手当 海外拠点等特別業務手当 時間外労働手当 休日給 夜勤手当 宿日直手当 時間外麻酔手当 セカンドオピニオン手当 健診業務協力手当 分娩手当 嘱託医手当 危険調整手当 準夜勤麻酔手当 面接指導医手当</p>		<p>給与の計算期間の属する月の翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が祝日法による休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が祝日法による休日に当たるときは、18日)</p>
	<p>通勤手当</p>	<p>別に定める支給単位期間の各月に応じて別に定める支給方法により分割した額を給与の計算期間の属する月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が祝日法による休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が祝日法による休日に当たるときは、18日)</p>	<p>別に定める支給単位期間の各月に応じて別に定める支給方法により分割した額を給与の計算期間の属する月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が祝日法による休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が祝日法による休日に当たるときは、18日)</p>
	<p>勤勉手当</p>		<p>6月30日及び12月10日 (ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)</p>

	研究特別手当	3月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が祝日法による休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が祝日法による休日に当たるときは、18日）
--	--------	---

2 年俸制教員（年俸制導入促進費対象教員を除く）の給与は基本給及び業績給から構成される年俸及び諸手当とする。

3 年俸制教員（年俸制導入促進費対象教員を除く）については、第1項の表に掲げる本給および調整手当を基本給、勤勉手当を業績給と読み替えて適用し、この規則の各条および別に定める他の規則の各条においても同様とする。

（給与の支払）

第4条 この規則に基づく給与の支払については、別に定める。

（本給）

第5条 職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、且つ、勤労の強度、労働時間、勤務環境その他の労働条件を考慮したものでなければならない。

第6条 本給は、国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第43号。以下「労働時間等規則」という。）第3条に規定する所定の労働時間による労働に対する報酬であって、この規則に定める本給の調整額、管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、死体処理手当、放射線取扱手当、診療・夜間看護等手当、看護師等特別手当、海外拠点等特別業務手当、研究特別手当、時間外労働手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、職務付加手当、時間外麻酔手当、セカンドオピニオン手当、健診業務協力手当、分娩手当、嘱託医手当、危険調整手当、専門看護師等手当、準夜勤麻酔手当、情報処理資格手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

第7条 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

(1) 一般職員本給表（別表第1）

イ 一般職員本給表（一）

ロ 一般職員本給表（二）

(2) 教育職員本給表（別表第2）

教育職員本給表（一）

(3) 医療職員本給表（別表第3）

イ 医療職員本給表（一）

ロ 医療職員本給表（二）

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、国立大学法人東京医科歯科大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成16年4月1日制定。以下「初任給、昇格、昇給等の基準」という。）に定める。

第8条 学長は、職員が毎月の本給の支給を受けるよう、この規則を適用しなければならない。

第9条 職員の職務の級の決定については、初任給、昇格、昇給等の基準による。

- 2 新たに本給表の適用を受ける職員となった者の号給の決定については、初任給、昇格、昇給等の基準による。
- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給の決定については、初任給、昇格、昇給等の基準による。
- 4 職員の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準で定める日に、同日前1年間におけるその者の人事評価の結果及び勤務状況等に基づき行う。
- 5 削除
- 6 55歳（初任給、昇格、昇給等の基準で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で初任給、昇格、昇給等で定めるもの）を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の人事評価が6又は5の場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、労働成績に応じて初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 55歳までの職員のうち、別表第12により定める職務の名称（国立大学法人東京医科歯科大学職員の任免等の手続きに関する要領（平成16年制定）に定める職務の名称をいう。以下同じ）及び適応範囲にある職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の人事評価が6・5又は4の場合に限り行うものとし、初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとする。
- 10 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給、昇格、昇給等の基準で定める。

第9条の2 職員の勤務成績が不良で、改善の見込みがなく、以下のいずれかに該当すると学長が認める場合には、当該職員の号給を、下位の号給に変更することができる。

- (1) 別に定める当該職員の職務の級における標準的な職務を行うことが可能である場合
- (2) 降任することが困難な場合

第10条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇給、降給等により本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。ただし、退職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から本給を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで本給を支給する。

3 職員が死亡した時は、その月まで本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その期間の現日数から労働時間等規則第6条第1項第1号の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(本給の調整額)

第11条 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は労働の強度、労働時間、労働環境その他の労働条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 前項の規定により本給月額の調整を行う職は、別表第4の労働箇所欄に掲げる労働箇所に労働する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

3 職員の本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第5に掲げる調整基本額にその者に係る別表第4の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

4 附則（令和5年2月2日規則第20号）の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、「別表第5に掲げる調整基本額」とあるのは「別表第5に掲げる調整基本額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員（以下「管理職員」という。）に支給する。

2 管理職手当には、所定の労働時間を超えて労働した場合における賃金相当額及び当該労働が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(初任給調整手当)

第13条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員（教育職員本給表（一）の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師

免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第7に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を習得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 4 初任給調整手当を支給されている職員が国立大学法人東京医科歯科大学職員休職規則（平成16年規則第32号。以下「休職規則」という。）第3条又は第4条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表第7の適用については、当該休職の期間（第31条第1項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認めた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。
- 6 附則（令和5年2月2日規則第20号）の適用を受ける職員に対する第一項から前項までの規定の適用については、当分の間、「別表第7」とあるのは、「別表第7の2」とする。

（扶養手当）

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
  - (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
  - (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
  - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、扶養親族のある職員の本給表及び職務の級により、別表第 14 の通りとする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を学長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
  - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
  - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同

項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

8 前各項に規定するもののほか、扶養手当に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（調整手当）

第15条 調整手当は、湯島地区、駿河台地区及び国府台地区に所在する施設等に労働する職員に支給する。

2 調整手当の月額、本給の月額（本給月額と本給の調整額との合計額をいう。以下同じ。）、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、別表第8に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,

000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通勤手当）

第17条 通勤手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

- ロ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員  
4, 200 円
  - ハ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員  
7, 100 円
  - ニ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員  
10, 000 円
  - ホ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員  
12, 900 円
  - ヘ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員  
15, 800 円
  - ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員  
18, 700 円
  - チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員  
21, 600 円
  - リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員  
24, 400 円
  - ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員  
26, 200 円
  - ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員  
28, 000 円
  - ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員  
29, 800 円
  - ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31, 600 円
- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55, 000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55, 000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額
- 3 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号）第 2 条第 3 項に規定する交流派遣から職務に復帰した者又は同条第 4 項に規定する交流採用された者（以下「官民人事交流法による復帰者等」という。）から引き続き職員となった者で別に定める職員のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする

ものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、次の各号に定める者（以下「給与法適用者等」という。）のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

(1) 給与法の適用を受ける国家公務員

(2) 特別職に属する国家公務員

(3) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の職員

(4) 独立行政法人の職員

(5) 地方公務員

(6) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に掲げる法人（第3号及び第4号に掲げるものを除く。）その他これに準ずると認められるものに使用される者

5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る各月の別に定める日に支給する。

6 削除

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（単身赴任手当）

第18条 給与法適用者等及び官民人事交流法による復帰者等から引き続き職員とな

り、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する労働箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員及び権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する労働箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### （職務付加手当）

第18条の2 職務付加手当は、別表第13の職員の区分欄に掲げる職を占める職員に対して支給する。

- 2 職務付加手当の月額は、別表第13に掲げる支給月額欄に応じた額とする。ただし、同表に掲げる職を2以上兼ねる場合は、職務付加手当の支給額の高い職に対し同手当を支給する。
- 3 職務付加手当は、管理職手当を受けている職員には支給しない。
- 4 前各項に規定するもののほか、職務付加手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### （死体処理手当）

第19条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。ただし、同一の日において、第1号の作業及び第2号の作業に従事した場合には、第2号の作業に係る手当は支給しない。

- (1) 医学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている職員のうち一般職員本給表の適用を受ける職員が当該教室における死体の処理作業に従事したとき 3,200円
- (2) 職員のうち一般職員本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき 1,000円

#### （放射線取扱手当）

第20条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる労働を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作

業に従事した場合。

- (2) 前号のほか、職員が人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）第3条第3項の規定の例による管理区域内において行う業務で、特殊勤務手当の運用について（昭37.6.14 給実甲第197号）記の六放射線取扱手当（規則14条関係）に規定する例による放射線業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき230円とする。

（診療・夜間看護等手当）

第21条 診療・夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 医師が、所定の労働時間による労働が土曜日、日曜日、労働時間等規則第6条第1項第2号から第4号に規定する日又は深夜において行われる診療の業務に従事したとき。
- (2) 歯科医師が、所定の労働時間による労働が土曜日の午前8時30分から午後0時30分において行われる診療の業務に従事したとき。
- (3) 助産師、看護師又は准看護師が、所定の労働時間による労働の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。
- (4) 医師又は歯科医師が、自宅等で待機を命ぜられ、当該待機の期間中に患者への処置を施すための呼出しを受け、所定の労働時間以外の時間において業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、その労働1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の業務 15,000円
- (2) 前項第2号の業務 7,500円
- (3) 前項第3号の業務 労働の区分に応じて次の表に定める額

労働の区分	手当額
労働時間が深夜の全部を含む労働	8,800円
深夜における労働時間が4時間以上の労働	4,200円
深夜における労働時間が2時間以上4時間未満の労働	3,700円
深夜における労働時間が2時間未満の労働	2,500円

- (4) 前項第4号の業務 労働の区分に応じて次の表に定める額

労働の区分	手当額
労働時間が4時間以上の労働	15,000円
労働時間が4時間未満の労働	10,000円

3 助産師、看護師又は准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第17条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における労働の交替に伴う通勤を行う場合における第1項第3号の業務に係る手当額については、前項第3号の規定にかかわらず、職員の区分に応じて次の表に定める額を加算した額とする。

職員の区分	手当額
通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の職員	1,140円

- 4 医師の所定の労働時間による労働が労働時間等規則第6条第1項第2号から第4号に規定する日に行われた場合、第2項第1号の手当（以下本項において「第1号手当」という。）には、第24条に規定する休日給を含むものとし、第1号手当の支給をもって、これに相当する額の休日給が支給されたものとする。ただし、第1号手当の支給対象日における休日給の額が、第1号手当の額を超える場合には、その超過した額を休日給として支給する。
- 5 歯科医師の所定の労働時間による労働が労働時間等規則第6条第1項第2号から第4号に規定する日に行われた場合、第2項第2号の手当（以下本項において「第2号手当」という。）には、第24条に規定する休日給を含むものとし、第2号手当の支給をもって、これに相当する額の休日給が支給されたものとする。ただし、第2号手当の支給対象日における休日給の額が、第2号手当の額を超える場合には、その超過した額を休日給として支給する。
- 6 医師又は歯科医師が、自宅等で待機を命ぜられ、当該待機の期間中に患者への処置を施すための呼出しを受け、所定の労働時間以外の時間において業務に従事した場合、第2項第4号の手当（以下本項において「第4号手当」という。）には、第23条に規定する時間外労働手当を含むものとし、第4号手当の支給をもって、これに相当する額の時間外労働手当が支給されたものとする。ただし、第4号手当の支給対象日における時間外労働手当の額が、第4号手当の額を超える場合には、その超過した額を時間外労働手当として支給する。

（看護師等特別手当）

第21条の2 看護師等特別手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 精神病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師
- (2) 結核病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師
- (3) 別に定める集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟に勤務する看護師長、副看護師長、助産師、看護師及び准看護師
- (4) 手術部に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師
- (5) 放射線部に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師
- (6) 上記を除く病院に所属する看護部長、看護師長、副看護師長、看護師、准看護師、助産師及び保健師
- (7) 病院に所属する非常勤看護補助者

2 前項の手当の月額は、原則として、次の各号に掲げる額とする。但し、勤務体制に応じて減額する必要がある職員については、当該各号にかかわらず、別に定める額とする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる職員 32,000円
- (2) 前項第3号に掲げる職員 24,000円
- (3) 前項第4号に掲げる職員 22,000円

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (4) 前項第5号に掲げる職員 | 17,000円 |
| (5) 前項第6号に掲げる職員 | 12,000円 |
| (6) 前項第7号に掲げる職員 | 6,000円  |

### 3 削除

- 4 月の中途において採用され又は退職した場合及び異動した場合における当該月の看護師等特別手当は、日割計算により支給する。
- 5 前項により計算した看護師等特別手当の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

#### (海外拠点等特別業務手当)

第21条の3 海外拠点等特別業務手当は、職員が別に定める海外拠点等において、学長が特別に指定する業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その労働1回につき10,000円を限度として、別に定める。

#### (研究特別手当)

第21条の4 研究特別手当は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合に支給するものとし、各号ともに該当する場合は併給するものとする。

- (1) 外部資金の代表者として、研究特別手当を支給する年度（以下、この条において「手当支給年度」という。）に獲得した外部資金の直接経費の総額が1,000万円以上の者で、かつ手当支給年度の3月1日に在職する者
- (2) 国立大学法人東京医科歯科大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)等の人件費の支出に係る取扱い要項に基づき、同要項の対象者として認められた者

- 2 前項の研究特別手当の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前項第1号の研究特別手当の額は、手当支給年度において獲得した外部資金に係る間接経費相当額に100分の3を乗じて得た額（1万円未満切捨）又は100万円のいずれか低い額とする。
- (2) 前項第2号の研究特別手当の額は、別に定める。

- 3 第1項第1号は、職員が複数の契約又は課題を有する場合、個々の外部資金獲得額は、1,000万円未満であっても、当該研究者が保有する複数課題の外部資金獲得総額が1,000万円以上となる場合は、研究特別手当の対象とする。

- 4 手当支給年度において、次の各号に該当する場合は、既に支給した研究特別手当を全額または一部返還させ、又は研究特別手当を支給しないことができる。

- (1) 対象職員が懲戒事由に該当するなどの不祥事が発覚した場合
- (2) 目的外使用等により外部資金の交付先からの返還命令があった場合

#### (管理職員特別勤務手当)

第21条の5 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の大学運営の必要により労働時間等規則第6条第1項に定める休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲で別に定める額（6時間を超えて勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲で別に定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

## 第21条の6 削除

（時間外麻酔手当）

第21条の7 時間外麻酔手当は、病院に勤務する医師のうち、手術（無痛分娩・緊急帝王切開・産科出血等を含む。以下同じ。）時に麻酔施用を専門に担当する医師（以下「麻酔科医」という。）に対して、次の各号に該当する場合に支給する。

- (1) 所定労働日において、午前0時から午前8時30分までの間に手術に従事したとき
- (2) 所定労働日において、午後7時から午後12時までの間に手術に従事したとき
- (3) 労働時間等規則第6条に規定する休日に手術に従事したとき

2 時間外麻酔手当の額は、手術に従事した麻酔科医1名につき10,000円とする。

3 従事した手術が第1項に規定する複数の号に該当する場合であっても、時間外麻酔手当の支給についてはいずれか一に該当するものとみなす。

（セカンドオピニオン手当）

第21条の8 セカンドオピニオン手当は、病院に勤務する医師又は歯科医師に対して、セカンドオピニオン外来を受診し自己の今後の治療等について意見又は判断の提供を依頼する者に対し、その相談業務に従事した場合に支給する。

2 セカンドオピニオン手当の額は、国立大学法人東京医科歯科大学病院諸料金規則第2条ルに定めるセカンドオピニオン外来料の区分に応じ、相談業務1件につき次の表に定める額とする。

区分	手当額
セカンドオピニオン外来料	10,000円
海外等からの受入によるセカンドオピニオン外来料 （受診相談の場合も含む）	20,000円
海外等からの受入によるセカンドオピニオン外来料	10,000円

(2回目以降・30分まで)	
海外等からの受入によるセカンドオピニオン外来料 (2回目以降・30分以上60分まで)	20,000円
海外等からの受入によるセカンドオピニオン外来料(書面)	15,000円
海外等からの受入によるセカンドオピニオン外来料 (書面・2回目以降)	10,000円

- 3 意見又は判断の提供依頼に対して、複数の医師又は歯科医師が相談業務に従事した場合には、主として相談業務に従事した1名に支給するものとし、その決定は病院長が行う。
- 4 前3項に定めるもののほか、セカンドオピニオン手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(健診業務協力手当)

- 第21条の9 健診業務協力手当は、病院に勤務する医師又は歯科医師のうち、長寿・健康人生推進センターが受診者に発行する報告書(以下「報告書」という)の作成業務に従事した場合に支給する。
- 2 健診業務協力手当の額は、患者1名の報告書の作成業務に対し1,000円とする。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、長寿・健康人生推進センターを本務とする者については、健診業務協力手当を支給しない。

(分娩手当)

- 第21条の10 分娩手当は、病院に勤務する医師のうち、分娩業務に従事した者に対して支給する。この場合において、複数の医師が分娩業務に従事した場合には、主として分娩業務に従事した1名に支給するものとし、その決定は病院長が行う。
- 2 分娩手当の額は、分娩(多胎分娩を含む)1件につき10,000円とする。

(嘱託医手当)

- 第21条の11 嘱託医手当は、教育職員本給表(一)の適用を受ける職員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を所有する者のうち、国立大学法人東京医科歯科大学わくわく保育園が実施する定期健康診断、0歳児健康診断、保育園職員及び保護者への相談及び指導に従事した場合に支給する。
- 2 嘱託医手当の額は、前項で定めた業務1回につき15,000円とする。

(危険調整手当)

- 第21条の12 危険調整手当は、MEセンターに所属する臨床工学技士について支給する。
- 2 危険調整手当の額は、前項で定めた者に対して毎月15,000円とする。

(専門看護師等手当)

第21条の13 専門看護師等手当は、病院に勤務する看護職員のうち、次の各号に掲げる者に対して支給する。

- (1) 一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会による診療看護師の認定証を所有する看護職員
- (2) 公益社団法人日本看護師協会による専門看護師の認定証を所有する看護職員
- (3) 公益社団法人日本看護師協会による認定看護師の認定証を所有する看護職員
- (4) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修を修了した看護職員

2 前項の手当の月額は、原則として、次の各号に掲げる額とする。ただし、前項に掲げる資格等を2つ以上兼ねる場合は、専門看護師等手当の支給額の高い資格等に対し同手当を支給する。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 60,000円
- (2) 前項第2号に掲げる職員 10,000円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 5,000円
- (4) 前項第4号に掲げる職員 3,000円

3 専門看護師等手当の支給は、職員が新たに職員給与規則第21条の13第1項の職員たる要件を具備するに至った旨の報告が看護部よりなされた日から開始する。

4 月の中途において退職、休業、休職等又は資格等を喪失、変更した場合における当該月の専門看護師等手当は、日割計算により支給する。

5 前項により計算した専門看護師等手当の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(準夜勤等麻酔手当)

第21条の14 準夜勤等麻酔手当は、麻酔施用を専門に担当する教員に対して、所定労働日において、18時から翌午前8時30分までの間のうち2時間以上、本院で手術及び麻酔関連業務(麻酔準備や疼痛管理を含む)を行う、従事した場合に支給する。

2 準夜勤等麻酔手当の額は、前項の教員1名につき20,000円とする。

(情報処理資格手当)

第21条の15 情報処理資格手当は、統合情報機構情報推進課、統合情報機構デジタル変革推進事務室、病院医事一課医療情報事務室に所属する職員のうち、次の各号に掲げる者に対して支給する。

- (1) 独立行政法人情報処理推進機構によるネットワークスペシャリスト試験の認定証を所有する職員
- (2) 独立行政法人情報処理推進機構による情報処理安全確保支援士試験の認定証を所有する職員
- (3) 独立行政法人情報処理推進機構による応用情報技術者試験の認定証を所有する職員

(4) 独立行政法人情報処理推進機構による基本情報技術者試験の認定証を所有する職員

2 前項の手当の月額は、原則として、次の各号に掲げる額とする。ただし、前項に掲げる資格等を2つ以上兼ねる場合は、情報処理資格手当の支給額の高い資格等に対し同手当を支給する。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 20,000円
- (2) 前項第2号に掲げる職員 20,000円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 10,000円
- (4) 前項第4号に掲げる職員 5,000円

3 情報処理資格手当の支給は、職員が新たに職員給与規則第21条の15第1項の職員たる要件を具備するに至った旨、または同手当額を変更すべき要件を具備するに至った旨の届出が職員よりなされた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

4 月の中途において退職、休業、休職（職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合を除く。）又は資格等を喪失、変更した場合における当該月の情報処理資格手当は、日割計算により支給する。

5 前項により計算した情報処理資格手当の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（面接指導医手当）

第21条の16 面接指導医手当は、助教以上の教員（特任教員を含む）であって、医師免許証を所有する者のうち、厚生労働省指定の研修を受講・修了した者が、時間外・休日労働時間が月100時間以上になると見込まれる医師に対して、健康確保のための面接指導を実施した場合に支給する。

2 面接指導医手当の額は、前項で定めた面接指導1回につき2,000円とする。

（給与の減額）

第22条 職員が労働しないときは、労働時間等規則第6条第1項第2号に規定する休日（労働時間等規則第13条の規定により振替日又は代休日を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を労働した職員にあっては、当該休日を振り替えた日又は同休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、同項第3号に規定する休日（労働時間等規則第13条の規定により振替日又は代休日を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を労働した職員にあっては、当該休日を振り替えた日又は同休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、労働時間等規則第22条の2第1項に規定する時間外労働代替休暇、休暇による場合又はその他その労働しないことにつき特に承認のあった場合（無

給となる休暇を除く。)を除き、その労働しない1時間につき、第27条第1項に規定する労働1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外労働手当)

第23条 所定の労働時間を超えて労働することを命ぜられた職員には、所定の労働時間を超えて労働した全時間に対して、労働1時間につき、第27条第3項に規定する労働1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる労働の区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合(その労働が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

(1) 所定の労働時間が割り振られた日(次条の規定により所定の労働時間中に労働した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。)における労働

100分の125

(2) 前号に掲げる労働以外の労働 100分の135

2 所定の労働時間を超えて労働することを命ぜられ、所定の労働時間を超えてした労働(前項第2号により時間外労働手当を支給した労働時間等規則第6条第1項の規定に基づく休日及び第7条の規定に基づく週休日のうち、1箇月について4労働日までは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第35条に規定する休日として、当該労働日を除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて労働した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、労働1時間につき、第27条第3項に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の150(その労働が深夜において行われた場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

3 労働時間等規則第22条の2第1項に規定する時間外労働代替休暇を取得した場合において、当該時間外労働代替休暇に職員が労働しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて労働した全時間のうち当該時間外労働代替休暇の取得に代えられた時間外労働手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条第3項に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の150(その労働が深夜において行われた場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その労働が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外労働手当を支給することを要しない。

(休日給)

第24条 祝日法による休日等(労働時間等規則第6条第1項第1号の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、労働時間等規則第6条第1項第2号に規定する祝日法による休日(労働時間等規則第6条第1項第1号の規定に基づく週休日に当たるときは、当該週休日の直後の労働日)及び年末年始の休日等)において、所定の労働時間中に労働することを命ぜられた職員には、所定の労働時間中に労働した全時間に対して、労働1時間につき、第27条第3項に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を休

日給として支給する。

(夜勤手当)

第25条 所定の労働時間として深夜において労働することを命ぜられた職員には、その間に労働した全時間に対して、労働時間1時間につき、第27条第2項に規定する労働時間1時間当たりの給与額の100分の25の割合を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第26条 第22条に規定する労働1時間当たりの給与額及び第23条から前条までの規定により労働1時間につき支給する時間外労働手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(労働1時間当たりの給与額の算出)

第27条 第22条の労働1時間当たりの給与額は、本給の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの労働時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第25条の労働1時間当たりの給与額は、本給の月額並びにこれらに対する調整手当の月額及び当月支給される初任給調整手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの労働時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

3 第23条及び第24条の労働1時間当たりの給与額は、前項の額に、当該労働に係る死体処理手当、放射線取扱手当、職務付加手当及び看護師等特別手当の労働1時間当たりの額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を加算した額とする。

(宿日直手当)

第28条 宿日直手当は、職員が労働時間等規則第14条の規定により次に掲げる宿日直労働を命ぜられ、従事した場合に支給する。

(1) 入院患者の病状の急変及び救急の外来患者の受け入れ等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直労働

(2) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師及び臨床工学技士の宿日直労働

(3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための宿日直労働

(4) 庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受等を目的とする宿日直労働

2 前項の手当の額は、宿日直労働1回につき、宿日直労働の区分に応じて次の表に定める額とする。

宿日直労働の区分	手当額
前項第1号の宿日直労働	15,000円
前項第2号から第4号までの宿日直労働	5,900円

3 第1項の労働は、第23条から第25条までの労働には含まれないものとする。

## 第29条 削除

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間に応じて支給する。基準日前1箇月以内に職員就業規則第17条に該当して退職した職員についても同様とする。ただし、次項前段の規定による額が0となる者については、勤勉手当を支給しない。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び労働成績に応じて別に定める割合を乗じた額に賞与係数を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき本給の月額及び次に掲げる金額の合計額とする。但し、勤務体制に応じて減額する必要がある職員については、第1号の金額とする。

(1) 本給の月額に対する調整手当の月額

(2) 第21条の2に規定する看護師等特別手当を支給されている職員のうち、次の各号に掲げる職員に応じ、当該各号に掲げる金額

- イ 第21条の2第1項第1号及び第2号に掲げる職員 29,000円
  - ロ 第21条の2第1項第3号に掲げる職員 9,000円
- 4 第2項に掲げる賞与係数は1.2から0.8の範囲とし、役員会及び経営協議会の承認をもって決定する。
- 5 別表第9に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を加算した額（別表第10に定める職員については、本給に同表の区分に応じ同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）及び役職段階別加算額を加算した額）を第2項の勤勉手当基礎額とする。
- 6 第1項に掲げる職員は、次の各号の一に該当する職員以外の職員とする。
- (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
    - イ 休職者（職員就業規則第14条第1項（本号ハに該当する者を除く。）の規定により休職にされている職員をいう。）
    - ロ 停職者（職員就業規則第44条第3号により停職にされている職員をいう。）
    - ハ 専従休職者（休職規則第4条第6号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
    - ニ 国立大学法人東京医科歯科大学育児休業等規則（平成16年規則第33号。以下「育児休業等規則」という。）第3条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
    - ホ 国立大学法人東京医科歯科大学職員自己啓発等休業規則（平成27年規則第35号。以下「自己啓発等休業規則」という。）第3条の規定により自己啓発等休業をしている職員
    - ヘ 配偶者同行休業規則第3条の規定により配偶者同行休業をしている職員
  - (2) 基準日1月以内に退職した職員のうち、次に掲げる職員
    - イ その退職した日において前号に該当する職員であった場合
    - ロ その退職した後基準日までの間において給与法適用職員となった者
    - ハ その退職した後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員として在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）
- 7 前条第6項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 8 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（休職者等の給与）

- 第31条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が前項以外の心身の故障により職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる

事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

- 3 職員が職員就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、本給の調整額、扶養手当、調整手当、住居手当（以下この条において「休職者の給与基礎額」という。）のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第14条第1項第3号に掲げる事由（休職規則第4条第3号、第4号又は第6号に掲げる休職を除く。）に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに休職者の給与基礎額の100分の100以内を支給することができる。
- 5 職員が国立大学法人東京医科歯科大学職員出向規則（平成16年規則第31号。以下「職員出向規則」という。）第4条第1項第1号の規定による研修出向又は同項第3号の規定による部分在籍出向を命じられたときは、その出向の期間中、給与の全額を支給する。
- 6 職員就業規則第14条第1項の規定により休職にされた職員並びに職員出向規則第4条第1項の規定により出向にされた職員には、他に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 削除
- 8 削除
- 9 前各項に規定するもののほか、休職者等の給与の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（育児休業等にかかる給与）

第32条 育児休業等規則第3条及び第16条による育児休業等（以下「育児休業等」という。）をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給することができる。

イ 削除

- (3) 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。
- (4) 職員が育児部分休業（育児休業等規則第17条第1項に規定する介護部分休業をいう。）の承認を受けて労働しない場合には、第22条の規定にかかわらず、その労働しない1時間につき、第27条第1項に規定する労働1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 育児短日数勤務（育児休業等規則第22条第1項に規定する育児短日数勤務をいう。）をしている職員の本給月額 は、その者に適用される本給月額に、育児休業等規則第24条の規定により定められたその者の1週間当たりの労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (6) 育児短日数勤務をしている職員の本給の調整額は、その者に適用される本給の調整額に、育児休業等規則第24条の規定により定められたその者の1週間当たりの労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (7) 育児短日数勤務への切り替え前に年俸制であった職員のうち、平成31年3月31日までに国立大学法人東京医科歯科大学年俸制教員給与規則（平成27年規則第111号。以下「年俸制教員給与規則」という。）第1条に定める年俸制教員となった者については、育児短日数勤務へ切り替えた日において、フルタイム常勤職員であった場合に支給される年俸額のうち、年俸制給与規則第6条第2項に定める基本給の額に育児休業等規則第24条の規定により定められたその者の1週間当たりの所定労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (8) 職員は、育児休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

（介護休業等にかかる給与）

第33条 国立大学法人東京医科歯科大学介護休業等規則（平成16年規則第34号）第4条及び第17条による介護休業等（以下「介護休業等」という。）をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 職員が介護部分休業（介護休業等規則第17条第1項に規定する介護部分休業をいう。）の承認を受けて労働しない場合には、第22条の規定にかかわらず、その労働しない1時間につき、第27条第1項に規定する労働1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (3) 職員は、介護休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

（自己啓発等休業にかかる給与）

第33条の2 自己啓発等休業規則第3条による自己啓発等休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

（配偶者同行休業にかかる給与）

第33条の3 配偶者同行休業規則第3条による配偶者同行休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 配偶者同行休業をしていた職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

(本給の月額半減)

第34条 第22条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の月額半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の月額の計算その他本給の月額半減に関し必要な事項は、別に定める。

(この規則により難しい場合の措置)

第35条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

(その他)

第36条 この規則及びこの規則に基づく細則等に定めるもののほか、職員の給与については、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する一般職に属する国家公務員のうち、給与法の適用を受ける者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(各種手当の認定に関する経過措置)

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条に規定する職員のうち、大学の成立する日(以下「成立日」という。)において引き続き大学の職員となった者であって、成立日の前日において東京医科歯科大学長から給与法第11条(扶養手当)、第11条の9(住居手当)、第12条(通勤手当)又は第12条の2(単身赴任手当)に規定する手当の認定を受けている者が、成立日においても成立日の前日と同様の当該認定を受けるに足る各々の支給要件に該当しているときは、その者に対する当該手当の支給に関しては、成立日において第14条(扶養手当)、第16条(住居手当)、第17条(通勤手当)又は第18条(単身赴任手当)の規定による認定があったものとみなす。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第29条第2項及び第30条第2項の規定の適用については、第29条第2項中「6月に支給する場合においては100分の140」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第30条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあ

るのは「100分の85」とする。

附 則（平成17年11月30日規則第22号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日規則第28号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第3号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年2月14日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月19日規則第10号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年12月17日規則第14号）

- 1 この規則は、平成19年12月17日から施行し、改正後の規定（次項の規定を除く。）は平成19年4月1日から、次項の規定は平成19年12月1日から適用する。ただし、第30条第2項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年12月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の適用については、同項中「100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）」とあるのは、「100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）」とする。
- 3 平成20年3月31日までの間における改正後の別表第8の適用については、同表中「100分の16」とあるのは、「100分の14.5」とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則（平成20年9月29日規則第45号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第24号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日規則第33号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日規則第37号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規則第52号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、別表第8については、平成22年4月1日から施行する。  
（平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置）
- 2 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第29条第2項及び

第30条第2項の規定の適用については、第29条第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の125」と、第30条第2項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則（平成22年3月23日規則第31号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規則第74号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第29条第2項及び第30条第2項の規定の適用については、第29条第2項中「100分の137.5」とあるのは、「100分の135」、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第30条第2項中「100分の67.5」とあるのは、「100分の65」、「100分の87.5」とあるのは、「100分の85」とする。

（55歳を超える職員の本給月額減額支給等について）

3 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第34条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第5項及び第6項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第5項において「本給月額減額基礎額」という。））

(2) 調整手当 当該特定職員の本給月額に対する調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する調整手当の月額。この号から第4号並びに第5項に規定する調整手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該調整手当の月額とする。）

(3) 期末手当 6月1日及び12月1日（以下この号及び次号においてこれらの日を「基準日」という。）現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれ

に対する調整手当の月額合計額（第29条第4項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に役職段階別加算額（同項に規定する別表第10に定める職員にあっては、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第29条第2項中別表第11に定める割合以外の割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第11に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額合計額（第29条第4項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に役職段階別加算額（同項に規定する別表第10に定める職員にあっては、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第29条第2項中別表第11に定める割合以外の割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第11に定める割合を乗じて得た額）

- (4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する調整手当の月額合計額（第30条第4項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に役職段階別加算額（同項に規定する別表第10に定める職員にあっては、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額）を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額合計額（第30条第4項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に役職段階別加算額（同項に規定する別表第10に定める職員にあっては、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額）を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額
- (5) 第31条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第31条第1項又は第5項 前各号に定める額
  - ロ 第31条第2項ただし書 第3号に定める額
  - ハ 第31条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ニ 第31条第4項 第1号から第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ホ 第31条第7項 第3号に定める額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

本給表	職務の級
一般職員本給表（一）	6級
教育職員本給表（一）	5級
医療職員本給表（一）	6級
医療職員本給表（二）	6級

- 4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他の同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第22条から第25条までに規定する労働1時間当たりの給与額は、第27条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの労働時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの労働時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 6 附則第3項の規定が適用される間、第30条第2項後段に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定管理職員にあつては、100分の1.5）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「附則第1項の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成23年3月31日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
（通勤手当に係る経過措置）
- 2 この規則の施行日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職している職員については、改正後の通勤手当に関する規定は、平成23年10月1日から適用する。  
（平成23年4月1日における号給の調整）
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において第9条第4項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認めら

れるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。  
(休職に係る経過措置)

- 4 施行日の前日に職員就業規則第14条第1項第1号の規定により休職とされている職員が、施行日以後も引き続いて休職とされる場合については、当該休職とされる間の給与は、改正後の第31条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年6月30日規則第76号)

この規則は、平成23年6月30日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月30日規則第46号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月27日規則第74号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(平成24年7月1日における号給の調整)

- 2 平成24年4月1日において国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成18年規則第3号)の施行に伴う本給の切替え及び経過措置等に関する細則の一部を改正する細則(平成24年6月27日制定。以下「改正細則」という。)第6の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員(以下「除外職員」という。))を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第9条第4項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年7月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(平成25年4月1日における号給の調整)

- 3 平成25年4月1日において改正細則第6の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(平成26年4月1日における号給の調整)

- 4 平成26年4月1日において改正細則第6の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年7月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

ては、2号給)上位の号給とする。

(非常勤職員の日給額及び時間給額)

5 平成24年度においては、非常勤職員の日給額及び時間給額算出の基礎となる本給月額及び本給の調整額については、この規則による改正前の規定を適用する。

6 国立大学法人東京医科歯科大学役職員の給与の臨時特例に関する規則(平成24年6月27日規則第72号。以下「臨時特例規則」という。)の施行の日から平成26年3月31日までの間においては、職員の給与については、この規則に定めるもののほか、臨時特例規則の定めるところによる。

附 則(平成24年6月28日規則第76号)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、第21条の2第1項第4号に掲げる職員については平成24年6月1日から適用する。

附 則(平成25年7月16日規則第78号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日に改正前の別表第4第3号(6)「受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員」に該当し本給の調整額が支給されている職員が、施行日以後も引き続いて当該業務に従事している場合は、改正後の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間、なお従前の例による。

附 則(平成25年11月28日規則第102号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年4月9日規則第25号)

この規則は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年6月17日規則第44号)

この規則は、平成26年6月17日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附 則(平成26年7月8日規則第58号)

この規則は、平成26年7月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月25日規則第38号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第94号)

1 この規則は、平成27年3月31日から施行し、平成27年1月1日から適用する。ただし、特定有期雇用職員、外国人研究員等、非常勤職員に対する本規則の適用については、平成26年度中は行わない。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第17条の規定については、国立大学法人東京医科歯科大学給与調整一時金の支給に関する規則(平成27年規則第97号)に基づく給与調整一時金を支給される職員を除き、同条の適用を受ける全ての職員に平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月31日規則第98号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
(本給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則(平成22年11月30日規則第74号)附則第3項第5号の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

附 則(平成27年3月31日規則第102号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月20日規則第112号)

この規則は、平成27年4月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月29日規則第147号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成27年7月9日規則第158号)

この規則は、平成27年7月9日から施行し、平成27年6月1日から適用する。

附 則(平成27年12月1日規則第211号)

この規則は、平成27年12月1日から施行し、平成27年10月13日から適用する。

附 則(平成28年3月31日規則第81号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月1日規則第112号)

この規則は、平成28年7月1日から施行し、改正後の第21条第4項から第6項までの規定は、平成27年9月1日から適用する。

附 則(平成28年10月11日規則第143号)

この規則は、平成28年10月11日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成28年12月12日規則第170号）

- 1 この規則は、平成28年12月12日から施行し、平成28年12月2日から適用する。
- 2 なお、平成29年6月及び12月賞与支給時における第3条、第6条、第29条、第31条、第32条の規定は従前の例による。

附 則（平成29年1月26日規則第15号）

この規則は、平成29年1月26日から施行し、平成28年1月1日から適用する。また、第9条第4項の規定及び第9条の2の規定は平成29年1月1日から、第9条第9項の規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成29年2月7日規則第21号）

この規則は、平成29年2月7日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成29年3月30日規則第43号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学産業医手当支給細則（平成23年日制定）は、廃止する。

附 則（平成29年6月21日規則第91号）

この規則は、平成29年6月21日から施行し、平成28年12月2日から適用する。なお、平成29年3月31日に在職をしていた医療職本給表（一）及び医療職本給表（二）の職員については、以下の表により支給を行う。

本給表	役職名・職務の級	加算割合
医療職本給表（一）	技師長級	100分の15
	副技師長級	100分の10
	主任級	100分の5
	4級・3級・2級 （給実甲第220号記の14項の例による職員に限る。）	100分の5
医療職本給表（二）	看護部長	100分の15
	副看護部長・看護師長	100分の10
	副看護師長	100分の5

	3級・2級（給実 甲第220号記の 14項の例による 職員に限る。）	100分の5
--	---	--------

備考1 医療職本給表（一）の適用を受ける職員の役職については、「国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年8月制定）に関する取扱いについて」に定める役職とする。

備考2 級と役職が重複する場合は、加算割合の高い方を支給する。

2 本改正に伴い、国立大学法人東京医科歯科大学教育職員本給表（一）5級及び4級の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱い基準（平成16年制定）は、廃止する。

附 則（平成29年6月21日規則第92号）

1 この規則は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。  
（扶養手当支給額に関する経過措置）

2 この規則の適用の日から平成32年3月31日までの間における第14条第3項に規定する扶養手当の月額額は以下の表の通りとする。

		年 度		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
扶養親族				
配偶者	一般職員本給表（一）7級以下 一般職員本給表（二） 教育職員本給表（一）4級以下 ※1 医療職員本給表（一）7級以下 医療職員本給表（二）	10,000円	6,500円	6,500円
	一般職員本給表（一）8級 教育職員本給表（一）4級※2 医療職員本給表（一）8級	10,000円	6,500円	3,500円
	一般職員本給表（一）9级以上 教育職員本給表（一）5级以上	10,000円	6,500円	3,500円
子		8,000円	10,000円	10,000円
父母等	一般職員本給表（一）7級以下 一般職員本給表（二） 教育職員本給表（一）4級以下 ※1 医療職員本給表（一）7級以下 医療職員本給表（二）	6,500円	6,500円	6,500円
	一般職員本給表（一）8級 教育職員本給表（一）4級※2 医療職員本給表（一）8級	6,500円	6,500円	3,500円

	一般職員本給表(一)9級以上 教育職員本給表(一)5級以上	6,500円	6,500円	3,500円
--	----------------------------------	--------	--------	--------

※1 教授を除く

※2 教授のみ

※3 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

附 則(平成29年7月6日規則第104号)

この規則は、平成29年7月6日から施行し、平成28年12月2日より適用する。

附 則(平成29年7月25日規則第105号)

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則(平成30年2月14日規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日規則第7号)

この規則は、平成30年3月1日から施行し、平成30年1月1日より適用する。

附 則(平成30年7月18日規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年7月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(平成30年4月1日における号給の調整)

2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、平成27年1月1日において第9条第4項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 前項の「平成30年4月1日において37歳に満たない職員」とは、昭和56年4月2日以降に生まれた職員をいう。

附 則(平成30年11月13日規則第108号)

この規則は、平成30年11月13日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則(平成30年12月28日規則第124号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日規則第40号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月5日規則第71号)

この規則は、平成31年4月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年6月26日規則第66号)

この規則は、令和元年6月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年11月21日規則第113号)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附則（令和元年12月2日規則第119号）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附則（令和元年12月18日規則第121号）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附則（令和2年2月12日規則第12号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和2年2月27日規則第15号）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 職員給与規則第16条の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第51号）附則第3条の規定する例に該当する場合は、この限りではない。

附則（令和2年11月6日規則第123号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日から介護休業の承認を受けて労働しない場合には、当該休業とされる間の給与は、改正後の第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和3年2月24日規則第19号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月31日規則第41号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附則（令和3年12月4日規則第130号）

この規則は、令和3年12月4日から施行し、令和3年12月1日から施行する。

附則（令和4年2月25日規則第29号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和4年3月1日規則第30号）

この規則は、令和4年3月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附則（令和4年9月2日規則第118号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附則（令和4年10月28日規則第149号）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附則（令和4年11月30日規則第169号）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附則（令和4年12月2日規則第170号）

この規則は、令和4年12月2日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附則（令和4年12月28日規則第179号）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附則（令和5年2月2日規則第20号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の本給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下、「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、第5条の規定により当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、教育職員本給表の適用を受ける職員には適用しない。
- 4 就業規則第11条の2に規定する管理監督者以外への降任等をした職員であって、当該降任等をした日（以下、「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下、「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下、「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以降、附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を基本給として支給する。
- 5 前項の規定による基本給の額と当該基本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き本給表の適応を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、学長の定めるところにより、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、前2項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による基本給を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、事情を考慮して当該基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、学長の定めるところにより、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、前3項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。
- 8 前2項に定める基本給の算出に関し必要な事項は、人事院規則9-148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）その他関係通達等を準用する。  
附則（令和5年2月8日規則第21号）  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
附則（令和5年5月30日規則第78号）  
この規則は、令和5年6月1日から施行する。  
附則（令和5年12月25日規則第151号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年2月29日規則第15号）

この規則は、令和6年2月29日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

別表第1 一般職員本給表

イ 一般職員本給表(一)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給 月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	

32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			

70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						

108	300,300	349,000						
109	300,500	349,500						
110	300,900	349,900						
111	301,300	350,200						
112	301,600	350,500						
113	301,800	351,000						
114	302,000							
115	302,300							
116	302,700							
117	302,900							
118	303,100							
119	303,400							
120	303,700							
121	304,100							
122	304,300							
123	304,600							
124	304,900							
125	305,200							

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

ロ 一般職員本給表(二)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800

13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400

51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	

89	227,000	260,900	294,500	318,600
90	227,400	261,100	295,000	318,900
91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	
117	235,900	268,000	304,900	
118	236,300	268,300	305,200	
119	236,700	268,600	305,500	
120	237,000	268,900	305,700	
121	237,400	269,100	305,900	
122		269,300	306,200	
123		269,600	306,500	
124		269,900	306,700	
125		270,100	306,900	
126		270,300	307,200	

127	270,600	307,500		
128	270,900	307,700		
129	271,100	307,900		
130	271,300	308,200		
131	271,600	308,500		
132	271,900	308,700		
133	272,100	308,900		
134	272,300			
135	272,600			
136	272,900			
137	273,100			

備考 この表は、自動車運転手、建物の監視及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

## 別表第2 教育職員本給表

### 教育職員本給表(一)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	削除	基本年額 (本給月額)	基本年額 (本給月額)	基本年額 (本給月額)	基本年額 (本給月額)	基本年額 (本給月額)
		円	円	円	円	円
1		2,797,200 (233,100)	3,488,400 (290,700)	4,027,200 (335,600)	4,922,400 (410,200)	6,430,800 (535,900)
2		2,824,800 (235,400)	3,519,600 (293,300)	4,062,000 (338,500)	4,950,000 (412,500)	6,466,800 (538,900)
3		2,851,200 (237,600)	3,548,400 (295,700)	4,098,000 (341,500)	4,975,200 (414,600)	6,504,000 (542,000)
4		2,875,200 (239,600)	3,576,000 (298,000)	4,134,000 (344,500)	5,000,400 (416,700)	6,541,200 (545,100)
5		2,900,400 (241,700)	3,603,600 (300,300)	4,168,800 (347,400)	5,023,200 (418,600)	6,577,200 (548,100)
6		2,920,800 (243,400)	3,631,200 (302,600)	4,197,600 (349,800)	5,052,000 (421,000)	6,606,000 (550,500)
7		2,941,200 (245,100)	3,656,400 (304,700)	4,227,600 (352,300)	5,078,400 (423,200)	6,636,000 (553,000)
8		2,962,800 (246,900)	3,682,800 (306,900)	4,256,400 (354,700)	5,106,000 (425,500)	6,664,800 (555,400)
9		2,988,000 (249,000)	3,710,400 (309,200)	4,286,400 (357,200)	5,126,400 (427,200)	6,692,400 (557,700)

10	3,015,600 (251,300)	3,739,200 (311,600)	4,317,600 (359,800)	5,156,400 (429,700)	6,714,000 (559,500)
11	3,043,200 (253,600)	3,768,000 (314,000)	4,348,800 (362,400)	5,182,800 (431,900)	6,736,800 (561,400)
12	3,067,200 (255,600)	3,796,800 (316,400)	4,382,400 (365,200)	5,209,200 (434,100)	6,759,600 (563,300)
13	3,092,400 (257,700)	3,824,400 (318,700)	4,413,600 (367,800)	5,226,000 (435,500)	6,780,000 (565,000)
14	3,121,200 (260,100)	3,848,400 (320,700)	4,434,000 (369,500)	5,252,400 (437,700)	6,796,800 (566,400)
15	3,148,800 (262,400)	3,872,400 (322,700)	4,460,400 (371,700)	5,278,800 (439,900)	6,812,400 (567,700)
16	3,176,400 (264,700)	3,892,800 (324,400)	4,486,800 (373,900)	5,306,400 (442,200)	6,826,800 (568,900)
17	3,199,200 (266,600)	3,916,800 (326,400)	4,507,200 (375,600)	5,331,600 (444,300)	6,842,400 (570,200)
18	3,232,800 (269,400)	3,938,400 (328,200)	4,531,200 (377,600)	5,359,200 (446,600)	6,852,000 (571,000)
19	3,266,400 (272,200)	3,960,000 (330,000)	4,555,200 (379,600)	5,385,600 (448,800)	6,860,400 (571,700)
20	3,298,800 (274,900)	3,980,400 (331,700)	4,576,800 (381,400)	5,413,200 (451,100)	6,868,800 (572,400)
21	3,331,200 (277,600)	3,997,200 (333,100)	4,598,400 (383,200)	5,437,200 (453,100)	6,878,400 (573,200)
22	3,362,400 (280,200)	4,026,000 (335,500)	4,616,400 (384,700)	5,464,800 (455,400)	
23	3,392,400 (282,700)	4,051,200 (337,600)	4,630,800 (385,900)	5,493,600 (457,800)	
24	3,421,200 (285,100)	4,077,600 (339,800)	4,645,200 (387,100)	5,521,200 (460,100)	
25	3,450,000 (287,500)	4,099,200 (341,600)	4,658,400 (388,200)	5,545,200 (462,100)	
26	3,480,000 (290,000)	4,122,000 (343,500)	4,678,800 (389,900)	5,570,400 (464,200)	
27	3,508,800 (292,400)	4,147,200 (345,600)	4,699,200 (391,600)	5,595,600 (466,300)	
28	3,538,800 (294,900)	4,172,400 (347,700)	4,719,600 (393,300)	5,620,800 (468,400)	

29	3,567,600 (297,300)	4,195,200 (349,600)	4,740,000 (395,000)	5,644,800 (470,400)
30	3,595,200 (299,600)	4,218,000 (351,500)	4,759,200 (396,600)	5,672,400 (472,700)
31	3,621,600 (301,800)	4,239,600 (353,300)	4,776,000 (398,000)	5,698,800 (474,900)
32	3,648,000 (304,000)	4,260,000 (355,000)	4,791,600 (399,300)	5,721,600 (476,800)
33	3,674,400 (306,200)	4,282,800 (356,900)	4,810,800 (400,900)	5,744,400 (478,700)
34	3,700,800 (308,400)	4,302,000 (358,500)	4,830,000 (402,500)	5,769,600 (480,800)
35	3,730,800 (310,900)	4,320,000 (360,000)	4,848,000 (404,000)	5,796,000 (483,000)
36	3,757,200 (313,100)	4,336,800 (361,400)	4,868,400 (405,700)	5,820,000 (485,000)
37	3,784,800 (315,400)	4,353,600 (362,800)	4,881,600 (406,800)	5,845,200 (487,100)
38	3,800,400 (316,700)	4,377,600 (364,800)	4,899,600 (408,300)	5,869,200 (489,100)
39	3,819,600 (318,300)	4,400,400 (366,700)	4,917,600 (409,800)	5,892,000 (491,000)
40	3,836,400 (319,700)	4,420,800 (368,400)	4,932,000 (411,000)	5,914,800 (492,900)
41	3,853,200 (321,100)	4,441,200 (370,100)	4,942,800 (411,900)	5,938,800 (494,900)
42	3,858,000 (321,500)	4,462,800 (371,900)	4,962,000 (413,500)	5,961,600 (496,800)
43	3,862,800 (321,900)	4,482,000 (373,500)	4,980,000 (415,000)	5,982,000 (498,500)
44	3,867,600 (322,300)	4,498,800 (374,900)	4,999,200 (416,600)	6,004,800 (500,400)
45	3,874,800 (322,900)	4,519,200 (376,600)	5,014,800 (417,900)	6,027,600 (502,300)
46	3,880,800 (323,400)	4,539,600 (378,300)	5,032,800 (419,400)	6,049,200 (504,100)
47	3,890,400 (324,200)	4,557,600 (379,800)	5,049,600 (420,800)	6,070,800 (505,900)

48	3,900,000	4,575,600	5,067,600	6,092,400
	(325,000)	(381,300)	(422,300)	(507,700)
49	3,907,200	4,593,600	5,083,200	6,112,800
	(325,600)	(382,800)	(423,600)	(509,400)
50	3,915,600	4,612,800	5,097,600	6,133,200
	(326,300)	(384,400)	(424,800)	(511,100)
51	3,924,000	4,630,800	5,113,200	6,154,800
	(327,000)	(385,900)	(426,100)	(512,900)
52	3,932,400	4,650,000	5,127,600	6,177,600
	(327,700)	(387,500)	(427,300)	(514,800)
53	3,944,400	4,663,200	5,136,000	6,195,600
	(328,700)	(388,600)	(428,000)	(516,300)
54	3,952,800	4,681,200	5,146,800	6,214,800
	(329,400)	(390,100)	(428,900)	(517,900)
55	3,957,600	4,698,000	5,157,600	6,235,200
	(329,800)	(391,500)	(429,800)	(519,600)
56	3,964,800	4,717,200	5,168,400	6,254,400
	(330,400)	(393,100)	(430,700)	(521,200)
57	3,969,600	4,732,800	5,178,000	6,273,600
	(330,800)	(394,400)	(431,500)	(522,800)
58	3,978,000	4,749,600	5,188,800	6,289,200
	(331,500)	(395,800)	(432,400)	(524,100)
59	3,986,400	4,765,200	5,199,600	6,304,800
	(332,200)	(397,100)	(433,300)	(525,400)
60	3,993,600	4,780,800	5,209,200	6,319,200
	(332,800)	(398,400)	(434,100)	(526,600)
61	4,002,000	4,795,200	5,217,600	6,333,600
	(333,500)	(399,600)	(434,800)	(527,800)
62	4,012,800	4,812,000	5,228,400	6,345,600
	(334,400)	(401,000)	(435,700)	(528,800)
63	4,023,600	4,828,800	5,240,400	6,357,600
	(335,300)	(402,400)	(436,700)	(529,800)
64	4,033,200	4,845,600	5,251,200	6,369,600
	(336,100)	(403,800)	(437,600)	(530,800)
65	4,041,600	4,857,600	5,262,000	6,376,800
	(336,800)	(404,800)	(438,500)	(531,400)
66	4,053,600	4,870,800	5,272,800	6,387,600
	(337,800)	(405,900)	(439,400)	(532,300)

67	4,062,000	4,882,800	5,284,800	6,398,400
	(338,500)	(406,900)	(440,400)	(533,200)
68	4,074,000	4,896,000	5,295,600	6,409,200
	(339,500)	(408,000)	(441,300)	(534,100)
69	4,081,200	4,906,800	5,307,600	6,420,000
	(340,100)	(408,900)	(442,300)	(535,000)
70	4,092,000	4,916,400	5,319,600	6,429,600
	(341,000)	(409,700)	(443,300)	(535,800)
71	4,102,800	4,926,000	5,330,400	6,438,000
	(341,900)	(410,500)	(444,200)	(536,500)
72	4,113,600	4,934,400	5,342,400	6,444,000
	(342,800)	(411,200)	(445,200)	(537,000)
73	4,117,200	4,942,800	5,354,400	6,452,400
	(343,100)	(411,900)	(446,200)	(537,700)
74	4,129,200	4,953,600	5,365,200	6,458,400
	(344,100)	(412,800)	(447,100)	(538,200)
75	4,141,200	4,963,200	5,376,000	6,468,000
	(345,100)	(413,600)	(448,000)	(539,000)
76	4,153,200	4,971,600	5,388,000	6,475,200
	(346,100)	(414,300)	(449,000)	(539,600)
77	4,165,200	4,978,800	5,397,600	6,481,200
	(347,100)	(414,900)	(449,800)	(540,100)
78	4,176,000	4,984,800	5,403,600	6,488,400
	(348,000)	(415,400)	(450,300)	(540,700)
79	4,186,800	4,989,600	5,412,000	6,495,600
	(348,900)	(415,800)	(451,000)	(541,300)
80	4,197,600	4,994,400	5,419,200	6,502,800
	(349,800)	(416,200)	(451,600)	(541,900)
81	4,208,400	4,998,000	5,428,800	6,510,000
	(350,700)	(416,500)	(452,400)	(542,500)
82	4,219,200	5,002,800	5,437,200	
	(351,600)	(416,900)	(453,100)	
83	4,230,000	5,006,400	5,440,800	
	(352,500)	(417,200)	(453,400)	
84	4,240,800	5,011,200	5,448,000	
	(353,400)	(417,600)	(454,000)	
85	4,248,000	5,014,800	5,452,800	
	(354,000)	(417,900)	(454,400)	

86		4,255,200 (354,600)	5,019,600 (418,300)	5,457,600 (454,800)		
87		4,262,400 (355,200)	5,024,400 (418,700)	5,462,400 (455,200)		
88		4,269,600 (355,800)	5,029,200 (419,100)	5,466,000 (455,500)		
89		4,275,600 (356,300)	5,032,800 (419,400)	5,469,600 (455,800)		
90		4,280,400 (356,700)	5,037,600 (419,800)	5,473,200 (456,100)		
91		4,285,200 (357,100)	5,042,400 (420,200)	5,479,200 (456,600)		
92		4,290,000 (357,500)	5,046,000 (420,500)	5,482,800 (456,900)		
93		4,294,800 (357,900)	5,049,600 (420,800)	5,486,400 (457,200)		
94		4,299,600 (358,300)	5,054,400 (421,200)	5,490,000 (457,500)		
95		4,305,600 (358,800)	5,058,000 (421,500)	5,493,600 (457,800)		
96		4,310,400 (359,200)	5,061,600 (421,800)	5,497,200 (458,100)		
97		4,317,600 (359,800)	5,065,200 (422,100)	5,500,800 (458,400)		
98		4,323,600 (360,300)	5,070,000 (422,500)	5,506,800 (458,900)		
99		4,328,400 (360,700)	5,073,600 (422,800)	5,510,400 (459,200)		
100		4,334,400 (361,200)	5,077,200 (423,100)	5,514,000 (459,500)		
101		4,339,200 (361,600)	5,080,800 (423,400)	5,517,600 (459,800)		
102		4,345,200 (362,100)	5,085,600 (423,800)			
103		4,348,800 (362,400)	5,089,200 (424,100)			
104		4,353,600 (362,800)	5,092,800 (424,400)			

105		4,359,600 (363,300)	5,096,400 (424,700)			
106		4,364,400 (363,700)	5,100,000 (425,000)			
107		4,370,400 (364,200)	5,103,600 (425,300)			
108		4,376,400 (364,700)	5,107,200 (425,600)			
109		4,381,200 (365,100)	5,110,800 (425,900)			
110		4,387,200 (365,600)	5,114,400 (426,200)			
111		4,393,200 (366,100)	5,118,000 (426,500)			
112		4,398,000 (366,500)	5,121,600 (426,800)			
113		4,402,800 (366,900)	5,125,200 (427,100)			
114		4,407,600 (367,300)	5,128,800 (427,400)			
115		4,413,600 (367,800)	5,132,400 (427,700)			
116		4,418,400 (368,200)	5,136,000 (428,000)			
117		4,423,200 (368,600)	5,138,400 (428,200)			
118		4,428,000 (369,000)				
119		4,434,000 (369,500)				
120		4,438,800 (369,900)				
121		4,442,400 (370,200)				
122		4,447,200 (370,600)				
123		4,453,200 (371,100)				

124		4,456,800 (371,400)				
125		4,461,600 (371,800)				
126		4,467,600 (372,300)				
127		4,473,600 (372,800)				
128		4,478,400 (373,200)				
129		4,483,200 (373,600)				
130		4,489,200 (374,100)				
131		4,495,200 (374,600)				
132		4,501,200 (375,100)				
133		4,507,200 (375,600)				
134		4,513,200 (376,100)				
135		4,519,200 (376,600)				
136		4,525,200 (377,100)				
137		4,531,200 (377,600)				
138		4,537,200 (378,100)				
139		4,543,200 (378,600)				
140		4,549,200 (379,100)				
141		4,555,200 (379,600)				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教に適用する。

別表第3 医療職員本給表

イ 医療職員本給表(一)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	本給 月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000

32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			

70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					

108		333,000				
109		333,200				
110		333,600				
111		334,000				
112		334,400				
113		334,600				

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則」に定めるものに適用する。

ロ 医療職員本給表(二)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	本給 月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500

24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	

62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500		
95	284,700	317,200	350,100	367,900		
96	285,600	317,800	350,700	368,200		
97	286,200	318,300	351,100	368,800		
98	286,800	318,600	351,500	369,300		
99	287,400	319,200	352,000	369,800		

100	288,300	319,800	352,400	370,300		
101	289,100	320,200	352,900	370,900		
102	289,900	320,800	353,300	371,400		
103	290,700	321,400	353,800	371,900		
104	291,500	321,900	354,200	372,300		
105	292,100	322,300	354,500	372,900		
106	292,600	322,800	355,000	373,400		
107	293,100	323,300	355,400	373,900		
108	293,500	323,800	355,700	374,400		
109	293,700	324,200	356,200	375,000		
110	294,000	324,600	356,700	375,400		
111	294,200	324,900	357,200	375,900		
112	294,500	325,200	357,700	376,400		
113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700			
115	295,300	326,300	359,200			
116	295,500	326,600	359,600			
117	295,800	326,800	360,000			
118	296,100	327,100	360,400			
119	296,400	327,500	360,900			
120	296,700	327,700	361,400			
121	297,000	327,900	361,800			
122	297,400	328,200	362,300			
123	297,700	328,500	362,800			
124	298,100	328,800	363,300			
125	298,300	329,000	363,600			
126	298,500	329,300				
127	298,800	329,700				
128	299,200	329,900				
129	299,400	330,100				
130	299,700	330,300				
131	300,100	330,700				
132	300,500	330,900				
133	300,700	331,200				
134	301,000	331,600				
135	301,400	332,000				
136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				

138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						

備考 この表は、看護師及び准看護師の業務に従事する職員に適用する。

別表第4(第11条関係)

労働箇所	職 員	調整数等
1 大学院の研究科	(1) 教授、准教授又は講師(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院に置かれる研究科(以下「研究科」という。)において、博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事する者(国立大学法人東京医科歯科大学本給の調整額の取扱い基準(平成16年4月1日制定)に定める者に限る。)	3
	(2) 大学院担当教員のうち、研究科において、講義、演習、実習又は実習の指導を担当する者	2
	(3) 研究科に在学する学生の指導に従事する助教	1
2 医学部(病院を除く)	(1) 病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
	(2)(1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	
3 病院	(1) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
	(2) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	
	(3) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	
	(4) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	
	(5) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1
	(6) 入院患者及び外来患者に対し、手術に際しての麻酔、呼吸管理、循環管理、疼痛緩和等の診療に直接従事することを本務とする麻酔担当医師のうち助教	
4 その他	その他学長が上記各号と同等又は準ずると認める職務で別に定める者	別に定める

別表第5(第11条関係)

## イ 一般職員本給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,600 円
2 級	8,500 円
3 級	9,600 円
4 級	10,200 円
5 級	10,600 円

6 級	11,200 円
7 級	12,100 円
8 級	12,700 円
9 級	14,300 円
10 級	15,900 円

ロ 一般職員本給表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,000 円
2 級	7,400 円
3 級	8,500 円
4 級	8,700 円
5 級	9,600 円

ハ 教育職員本給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
2 級	10,500 円。ただし、1号給 10,489 円
3 級	11,900 円
4 級	12,700 円
5 級	15,000 円
6 級	16,300 円

ニ 医療職員本給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200 円
2 級	8,000 円
3 級	9,100 円
4 級	9,700 円
5 級	10,500 円
6 級	11,300 円
7 級	12,200 円
8 級	13,800 円

ホ 医療職員本給表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100 円
2 級	9,400 円

3 級	9,700 円
4 級	10,000 円
5 級	10,400 円
6 級	11,600 円
7 級	12,500 円

別表第6 削除

別表第7(第13条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1 年未満	51,100
1 年以上 2 年未満	51,100
2 年以上 3 年未満	51,100
3 年以上 4 年未満	51,100
4 年以上 5 年未満	51,100
5 年以上 6 年未満	51,100
6 年以上 7 年未満	49,300
7 年以上 8 年未満	47,500
8 年以上 9 年未満	45,700
9 年以上 10 年未満	43,900
10 年以上 11 年未満	42,100
11 年以上 12 年未満	40,300
12 年以上 13 年未満	38,500
13 年以上 14 年未満	36,700
14 年以上 15 年未満	35,300
15 年以上 16 年未満	33,900
16 年以上 17 年未満	32,500
17 年以上 18 年未満	31,100
18 年以上 19 年未満	29,700
19 年以上 20 年未満	28,300
20 年以上 21 年未満	26,900
21 年以上 22 年未満	26,300
22 年以上 23 年未満	25,700
23 年以上 24 年未満	24,700
24 年以上 25 年未満	24,100
25 年以上 26 年未満	23,500

26 年以上 27 年未満	22,900
27 年以上 28 年未満	22,300
28 年以上 29 年未満	21,500
29 年以上 30 年未満	21,200
30 年以上 31 年未満	20,800
31 年以上 32 年未満	20,200
32 年以上 33 年未満	19,300
33 年以上 34 年未満	18,400
34 年以上 35 年未満	17,700

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第7の2(第13条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1 年未満	35,800
1 年以上 2 年未満	35,800
2 年以上 3 年未満	35,800
3 年以上 4 年未満	35,800
4 年以上 5 年未満	35,800
5 年以上 6 年未満	35,800
6 年以上 7 年未満	34,500
7 年以上 8 年未満	33,300
8 年以上 9 年未満	32,000
9 年以上 10 年未満	30,700
10 年以上 11 年未満	29,500
11 年以上 12 年未満	28,200
12 年以上 13 年未満	27,000
13 年以上 14 年未満	25,700
14 年以上 15 年未満	24,700
15 年以上 16 年未満	23,700
16 年以上 17 年未満	22,800
17 年以上 18 年未満	21,800
18 年以上 19 年未満	20,800
19 年以上 20 年未満	19,800
20 年以上 21 年未満	18,800
21 年以上 22 年未満	18,400
22 年以上 23 年未満	18,000

23年以上 24年未満	17,300
24年以上 25年未満	16,900
25年以上 26年未満	16,500
26年以上 27年未満	16,000
27年以上 28年未満	15,600
28年以上 29年未満	15,100
29年以上 30年未満	14,800
30年以上 31年未満	14,600
31年以上 32年未満	14,100
32年以上 33年未満	13,500
33年以上 34年未満	12,900
34年以上 35年未満	12,400

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第8(第15条関係)

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の18
千葉県	市川市	

別表第9(第30条関係)

本給表	役職名	加算割合
一般職本給表(一)	部長以上	100分の20
	次長・課長・参事・室長・副課長・副事務長	100分の15
	事務主事・係長	100分の10
	専門職員・主任・技術専門職員	100分の5(備考5にある職員は100分の10)
教育職本給表(一)	教授	100分の15(備考2にある職員は100分の20)
	准教授・講師	100分の10(備考3にある職員は100分の15)
	助教	100分の5
医療職本給表(一)	技師長級	100分の15
	副技師長級	100分の10
	主任級	100分の5
医療職本給表(二)	看護部長	100分の15

	副看護部長・看護師長	100分の10
	副看護師長	100分の5

備考1 医療職本給表（一）の適用を受ける職員の役職については、「国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年8月制定）に関する取扱いについて」に定める役職とする。

備考2 教授のうち、次に掲げる者については、加算割合を100分の20とする。

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学管理職手当支給細則（平成18年制定）第2条に定める者及びスポーツサイエンス機構長
- (2) ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞若しくは日本芸術院賞を受賞した者又は文化功労者に選定された者
- (3) 学長が指名した者

備考3 准教授のうち、次に掲げる者については、加算割合を100分の15とする。

- (1) ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞若しくは日本芸術院賞を受賞した者又は文化功労者に選定された者
- (2) 診療科長及び外来診療科長
- (3) 中央診療施設等の長
- (4) 国立大学法人東京医科歯科大学管理職手当支給細則（平成18年制定）第2条に定める者
- (5) 学長が指名した者

備考4 備考2(1)並びに備考3(2)、(3)、(4)に掲げる者は、その職に在任中に限る。

備考5 専門職員のうち、係長と同等の特に困難な業務を処理する専門職員については、加算割合を100分の10とする。

#### 別表第10(第30条関係)

本給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職本給表(一)	I種	10級、9級、8級、7級	100分の25
	II種		100分の15
	III種		100分の10
教育職本給表(一)	I種	6級、5級	100分の25
	II種		100分の15
	III種		100分の10
医療職本給表(二)	II種	7級、6級、5級	100分の15
	III種		100分の10

#### 別表第11(第29条関係) 削除

#### 別表第12

適用される本給表	職務の名称	適応範囲
	係員	39歳を超える者

一般職員本給表(一)	主任	
	係長	49歳を超える者
教育職員本給表(一)	助教	44歳を超える者
	准教授又は講師	49歳を超える者
医療職員本給表(一)	薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、医療ソーシャルワーカー(社会福祉士・精神保健福祉士)、臨床心理士、病理細菌技術職員、救急救命士又は医療技術職員	44歳を超える者
医療職員本給表(二)	看護師	44歳を超える者

別表第13 (第18条の2関係)

職員の区分	支給月額
産業医	10,000円
病院に所属する看護師のうち、セクションリーダーを命ぜられた者	5,000円
学長特別補佐	30,000円
副病院長	30,000円

別表第14 (第14条関係)

	扶養親族	金額
配偶者	一般職員本給表(一)7級以下 一般職員本給表(二) 教育職員本給表(一)4級以下※1 医療職員本給表(一)7級以下 医療職員本給表(二)	6,500円
	一般職員本給表(一)8級 教育職員本給表(一)4級※2 医療職員本給表(一)8級	3,500円

	一般職員本給表(一)9級以上 教育職員本給表(一)5級以上	支給しない
	子	10,000円
父母等	一般職員本給表(一)7級以下 一般職員本給表(二) 教育職員本給表(一)4級以下※1 医療職員本給表(一)7級以下 医療職員本給表(二)	6,500円
	一般職員本給表(一)8級 教育職員本給表(一)4級※2 医療職員本給表(一)8級	3,500円
	一般職員本給表(一)9級以上 教育職員本給表(一)5級以上	支給しない

※1 教授を除く

※2 教授のみ